型式住宅部分等製造者の認証に関する公示
財団法人日本建築センター公示第品製67号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第33条第1項の規定により型式住宅部分等製造者の認証を行ったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年7月17日

財団法人日本建築センター
理事長　立石　真

平成12年建設省告示第1656号第2号に掲げる規格化された型式の住宅
（認証年月日：平成21年2月25日）
大成建設ハウジング株式会社（東京都新宿区西新宿３－７－１）
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）－等級３
P0102010302Aa0330705、P0102010302Aa0330802
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）－等級２
P0102010202Aa0370619
耐震等級（構造躯体の損傷防止）－等級３
P0102020302Aa0330705、P0102020302Aa0330802
耐震等級（構造躯体の損傷防止）－等級２
P0102020202Aa0370619
耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）－等級２
P0102030202Aa0330705、P0102030202Aa0330802
P0102030202Aa0370619

平成12年建設省告示第1656号第2号に掲げる規格化された型式の住宅
（認証年月日：平成21年3月26日）
旭化成ホームズ株式会社（東京都新宿区西新宿２－３－１）
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）－等級３
P0102010302Ab2020118、P0102010302Ab2020124
P0102010302Ab2020128、P0102010302Ab2020134
P0102010302Ab2020138、P0102010302Ab2050118
P0102010302Ab2050124、P0102010302Ab2050128
P0102010302Ab2050134、P0102010302Ab2050138
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）－等級２
P0102010202Ab2030118、P0102010202Ab2030124
P0102010202Ab2030128、P0102010202Ab2030134
P0102010202Ab2030138、P0102010202Ab2060118
P0102010202Ab2060124、P0102010202Ab2060128
P0102010202Ab2060134、P0102010202Ab2060138
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）－等級１
P0102010102Ab2040118、P0102010102Ab2040124
P0102010102Ab2040128、P0102010102Ab2040134
P0102010102Ab2040138、P0102010102Ab2070118
P0102010102Ab2070124、P0102010102Ab2070128
P0102010102Ab2070134、P0102010102Ab2070138
耐震等級（構造躯体の損傷防止）－等級３
P0102020302Ab2020118、P0102020302Ab2020124
P0102020302Ab2020128、P0102020302Ab2020134
P0102020302Ab2020138、P0102020302Ab2050118
P0102020302Ab2050124、P0102020302Ab2050128
P0102020302Ab2050134、P0102020302Ab2050138
耐震等級（構造躯体の損傷防止）－等級２
P0102020202Ab2030118、P0102020202Ab2030124
P0102020202Ab2030128、P0102020202Ab2030134
P0102020202Ab2030138、P0102020202Ab2060118
P0102020202Ab2060124、P0102020202Ab2060128
P0102020202Ab2060134、P0102020202Ab2060138
耐震等級（構造躯体の損傷防止）－等級１
P0102020102Ab2040118、P0102020102Ab2040124
P0102020102Ab2040128、P0102020102Ab2040134
P0102020102Ab2040138、P0102020102Ab2070118
P0102020102Ab2070124、P0102020102Ab2070128
P0102020102Ab2070134、P0102020102Ab2070138
耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）－等級２
P0102030202Ab2020118、P0102030202Ab2020124
P0102030202Ab2020128、P0102030202Ab2020134
P0102030202Ab2020138、P0102030202Ab2030118
P0102030202Ab2030124、P0102030202Ab2030128
P0102030202Ab2030134、P0102030202Ab2030138
P0102030202Ab2050118、P0102030202Ab2050124
P0102030202Ab2050128、P0102030202Ab2050134
P0102030202Ab2050138、P0102030202Ab2060118
P0102030202Ab2060124、P0102030202Ab2060128
P0102030202Ab2060134、P0102030202Ab2060138
耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）－等級１
P0102030102Ab2040118、P0102030102Ab2040124
P0102030102Ab2040128、P0102030102Ab2040134
P0102030102Ab2040138、P0102030102Ab2070118
P0102030102Ab2070124、P0102030102Ab2070128
P0102030102Ab2070134、P0102030102Ab2070138
耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））－等級４
P0102120402A008406　、P0102120402A008506
耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））－等級２
P0102120202A008402　、P0102120202A008502
劣化対策等級（構造躯体等）－等級３
P0102140302Ab03307
省エネルギー対策等級－等級３
P0102170302Ab055013a、P0102170302Ab055014a
P0102170302Ab055015a

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１．懲戒の処分をした弁護士会　鹿児島県弁護士会
２．懲戒を受けた弁護士
氏　　名　三窪　洋三
登録番号　23626
事 務 所　鹿児島県鹿児島市山下町16－３
有満ビル２階三窪法律事務所
３．懲戒の処分の内容　退会命令
４．懲戒の処分が効力を生じた年月日
平成21年６月24日

平成21年７月１日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１．懲戒の処分をした弁護士会　大阪弁護士会
２．懲戒を受けた弁護士
氏　　名　久保田　徹
登録番号　13208
事 務 所　大阪府豊中市岡上の町４－４－１
タナカ産業ビル１号館302
とよなか法律事務所
３．懲戒の処分の内容　戒告
４．懲戒の処分が効力を生じた年月日
平成21年６月８日

平成21年７月２日　　日本弁護士連合会

裁判員対応室規則の制定について公告

裁判員対応室規則（規則第百四十二号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十一年六月十九日　　日本弁護士連合会

裁判員対応室規則　（平成二十一年六月十九日規則第百四十二号）

（設置）
第一条　本会に、裁判員対応室（以下「対応室」という。）を置く。
（任務）
第二条　対応室は、裁判員裁判に関し、情報収集及び分析を行うとともに、これに関連する調査・研究、その他必要な事務を行う。
（構成）
第三条　対応室に室長及び嘱託若干人を置く。
２　室長は、嘱託のうちから会長が指名する。
３　嘱託は、事務総長の推薦に基づき、会長が委嘱する。
４　嘱託の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。
（室長）
第四条　室長は、事務総長の指示を受けて、その任務を遂行する。
（設置期限）
第五条　対応室の設置期限は、平成二十三年三月三十一日までとする。
附　則
１　この規則は、平成二十一年六月十九日から施行する。
２　この規則は、設置期限が満了した日限り、その効力を失う。